

[事案 2023-171] 入院給付金等支払請求

・令和6年12月19日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2023-172] の申立人の親である。

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮内膜症により、令和2年9月下旬から同年10月中旬まで入院したため（入院①）、平成18年8月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ支払われた。その後、腰椎椎間板ヘルニアおよび子宮内膜症により、令和3年11月上旬から同年12月下旬まで入院したため（入院②）、本契約にもとづき給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、11月下旬以降の入院給付金等が支払われず、入院①で支払われた入院給付金等の返還を求められた。しかし、以下の理由により、入院①で支払われた入院給付金等の返還義務がないことの確認と、入院②で支払われなかった分の入院給付金等の支払いを求める。

- (1) 担当医師の指示にもとづき、子宮内膜症等の治療のために入院した。
- (2) 約款上の入院の概念について、詳しい説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款所定の入院の該当性は、保険事故発生当時の医学水準によって客観的に判断されるが、入院①②は約款所定の入院に該当しない。
- (2) 約款上の入院の概念について、個別の説明は不要である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結を持って手続を終了した。